

Q5 共済事業の健全性を確保するための新たな制度が導入されたとのことですが、共済事業とは何ですか？慶弔金、見舞金の給付も共済事業に該当しますか？

- (答)** 1. 組合員から事前に何らかの資金を徴収し、何らかの事故が発生した時に、組合員に対して一定の金銭を支払う場合、事故の内容及び慶弔金、見舞金といった名称に関わらず共済事業に該当する可能性があります。
2. 組合員に対して支払う金額（共済金）が10万円を超えた場合、法律上の共済事業に該当し、保険業に類似した規制の適用を受けることとなりますので、十分にご注意下さい。

Q6 共済事業の実施が可能な組合の種類に制限はありますか？

- (答)** 1. 事業協同組合及び協同組合連合会であれば、保険業類似の規制を受けつつ、共済金額が一定金額を超える共済事業を実施することが可能です。他方で、**商工組合、商工組合連合会等その他の中小企業組合においては、平成19年4月1日以降、共済金額が一定金額を超える共済事業の実施が禁止されることとなりますので、十分にご注意下さい。**

（注）共済契約者一人当たりの共済金額30万円を超える火災共済事業は、火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会においてのみ実施が可能です

Q7 共済事業を行う組合に対して導入される保険業法類似の制度とは、具体的にどのような制度ですか？

- (答)** 1. 共済事業を行う組合に対しては、主に以下の制度が導入されます。
- (1) 共済事業を行う組合（連合会にあっては、会員組合の組合員数も数えることとなりますので、ご注意ください）に対する制度
- ① 共済事業については新たに行政庁の認可が必要となります
共済事業の内容、共済事業の実施方法、共済掛金・責任準備金の算出方法について、行政庁の認可を受けることが必要となります。
 - ② 共済事業と共済事業以外の事業を兼業する場合、区分して経理することが必要となります
 - ③ 共済契約に基づいた共済金の支払に充当するための責任準備金の積立てが義務づけられます
 - ④ 共済計理人（共済事業の数理計算に専門的な知見のある者）を共済事業に関与させることが義務づけられます（一部の共済事業のみを行う場合適用除外）
 - ⑤ 業務・財務に関する説明書類の公表が義務づけられます
 - ⑥ 共済事業の募集・代理契約を行う共済代理店についても、保険業法と同様の行為規制が導入されます
- (2) 組合員数1000名超の共済事業を行う組合（以下「特定共済組合」と表記します）（連合会における組合員数の数え方については（1）と同様）に対する制度
- ① 共済事業以外の他の事業を兼業することが、原則として禁止されます
 - ② 組合が、保有する共済リスク等に見合った支払い余力を確保しているかに関する基準が設定されます（健全性に関する基準）
 - ③ 最低出資金規制が導入されます

◎組合制度の改正についてご不明の点は、本会までお問い合わせください。